

第51回いちかわ市民まつり バザール出店申込説明会

日時:令和8年7月6日(月)午後2時～
会場:市川商工会議所 3階大ホール

1. 開催概要・申込みにあたっての注意事項
2. バザール出店要項説明

いちかわ市民まつり実行委員会

第51回 いちかわ市民まつり開催概要

1. 目的

市民の交流、心のふれあいを図り、心のふれあうまちづくりを推進する。

- (1) 相互交流の促進
- (2) 連帯感の醸成
- (3) ふるさと意識の高揚

2. テーマ

「心でつなごう ふるさと市川」

3. 主催等

- (1)主催 いちかわ市民まつり実行委員会
- (2)共催 市川市
- (3)後援 市川市教育委員会、市川商工会議所、市川市観光協会

4. 今年の開催について

- (1) 開催場所:大洲防災公園
- (2) 開催日時:令和8年11月3日(火・祝) 荒天中止
オープニングセレモニー 9時50分～(予定)
開催時間 10時～16時

II. 申込みにあたっての注意事項

1. 行事で取り扱える品目について

「行事で取り扱える飲食物一覧」（下表）の中から1つの施設につき原則1品目での出店となります。
キュウリの一本漬けといった非加熱の野菜の提供や、生クリーム等のトッピングはできません。
ただし、千葉県内一円で屋台、露店等での飲食店営業又は自動車を利用して行う営業の許可や臨時施設での飲食店営業の許可を有し、出店される方については、許可条件の範囲内で営業可能です。

○行事で取り扱える飲食物一覧

《加熱食品で調理工程が簡単なもの》

分類	取扱品目（例）
煮物・汁物類	おでん、豚汁
焼き物類	焼き鳥、お好み焼き、たこ焼き、フランクフルト、焼きトウモロコシ、イカ焼き
茹で物・蒸し物類	田楽、じゃがバター
麺類	ラーメン、焼きそば、うどん・そば
揚げ物類	鶏唐揚げ、コロッケ、フライドポテト、アメリカンドッグ
菓子類	今川焼き、たい焼き、ドーナツ、ベビーカステラ、ポップコーン、焼き団子、おしるこ

《上記以外で調理工程が簡単なもの》

分類	取扱品目（例）
飲み物	清涼飲料水（食品衛生法で定められている規格基準に合致するもの）
削氷	かき氷（食品衛生法で定められている規格基準に合致する氷を使用）
アイスクリーム類	ディッシュアップアイス、押し出し式アイス
その他	チョコバナナ、りんご飴、わたあめ

行事で調理が認められない食品（例）

- 弁当、おにぎり、寿司、カレーライス等の米飯類
- ハンバーガー、サンドイッチ等の調理パン類
- 生クリーム類を使用した食品

行事で販売できない食品

生の食肉、鮮魚類の未包装での販売は、食品衛生法に基づく営業許可が必要です。

行事での包装品販売について

包装品を仕入れて、そのまま開封せずに販売することに食品衛生法に基づく営業許可を取得する必要はありませんが、別途営業届出を要する場合があります。

また、包装品の製造に当たっては、製造品目に応じた食品衛生法に基づく営業許可が必要となります。該当する出店者には、許可証の写しを提出してもらう等営業許可の有無を事前に確認してください。

また、包装品には、消費（賞味）期限、保存方法、アレルギー等の表示が必要です。

名 称	焼菓子
原材料名	大豆(カナダ) バター、牛乳、砂糖、卵黄(卵を含む)
添加物	香料、レシチン(大豆由来)
内 容 量	1本
賞味期限	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください。
販 売 者	〇〇商事株式会社 千葉県〇〇市〇〇1-1
製 造 者	有限会社〇〇食品 千葉県〇〇郡〇〇町〇〇2-123

【表示例】 国内で製造された菓子
※はじめての食品表示(千葉県)から抜粋

栄養成分表示1本(25g)当たり	
熱 量	116kcal
たんぱく質	5g
脂 質	8g
炭水化物	7g
食塩相当量	0.1g

出店者のみなさまへ

食中毒を 防ぐためのポイント

① 体調が悪い人は調理を控えましょう！

◎次の人は調理に従事しないようにしてください

- ・嘔吐や下痢等の胃腸炎症状がある、風邪をひいているなど体調の悪い人
- ・家族に同様の症状がある人
- ・手指に傷がある人

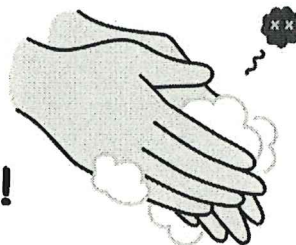


② 手洗いをしっかりしましょう！

◎手洗い場に石けん&消毒液&ペーパータオル（共用タオル不可）を設置してください。

◎作業前、トイレの後、別の作業に移る際には手洗いをしてください。

◎直接食品に触れる人は使い捨て手袋を使用し、作業ごとに交換してください。



③ よく加熱しましょう！

◎提供する食品は、焼く、揚げるなど単一の加熱工程で調理が完結するものにしてください。

◎加熱は中心部まで十分に行い、生焼けに注意してください。

◎原材料の状態をチェックし、仕込みは衛生的な調理場（家庭での仕込みは原則不可）で行い、当日に行ってください。



④ 食品の保存温度をチェックしましょう！

◎クーラーボックス等に温度計を置いて、食品に応じた保存温度を保ってください。

⑤ 食器は清潔に保管しましょう！

◎食器等はできる限り使い捨てのものを使い、ほこりや砂を避けて保管してください。

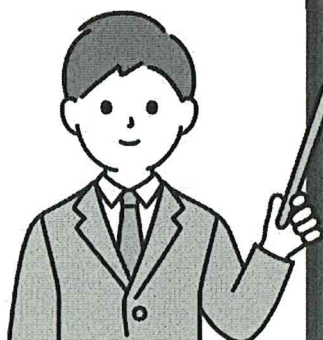
⑥ 持ち帰らず、その場で飲食を！

◎調理した食品は、持ち帰らずその場で食べるように購入者に案内してください。

⑦ 食物アレルギーに関する情報提供をしましょう！

◎食品に含まれるアレルゲン（小麦、そば、卵、乳、落花生、えび、かに、くるみ、カシューナッツ、ピスタチオ等）を把握し、購入者に情報提供をしてください。

◎包装品販売のときは、アレルゲン等を含めた食品表示をしてください。



表示が義務付けられるもの（9品目）

小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）、えび、かに、くるみ、(*)カシューナッツ

表示が推奨されるもの（20品目）

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、マカダミアナッツ、(*)ピスタチオ

※令和8年4月よりカシューナッツ（義務表示）、ピスタチオ（推奨表示）が加わりました

⑧ 関係者の目が届くようにしましょう！

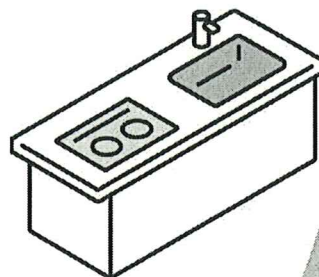
◎衛生管理全般を取り仕切る食品取扱責任者を設置してください。

◎食品への異物等の混入やいたずらを防止するため、食品を取り扱う場所には必ず関係者を配置するようにしてください。

⑨ 施設を衛生的に管理しましょう！

◎施設及びその周辺は、よく清掃し、常に衛生上支障のないよう保持してください。

◎施設には、不必要な物品を置かないでください。



市川市消防局からのお知らせ

平成25年8月に京都府で発生した福知山市花火大会火災（死者3名、負傷者56名）を踏まえ、市川市では平成26年6月に火災予防条例を改正し、多数の者が集まる催し（祭礼、縁日、花火大会等）で、火気器具等を使用する場合、消火器の準備や露店を開設する際の消防署への届出が義務となりました。

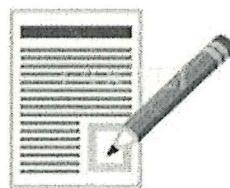
火災の予防にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

※ 多数の者が集まる催し・・・祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一時的に一定の場所に人が集合し、一定の社会的広がりをもつ催し。ただし、近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催する餅つき大会など、集合する範囲が相互に面識がある者だけの催しは除かれます。

不特定多数が参加する催しで、露店が出店し、火気器具等を使用する場合



消火器の準備



露店の開設届出

※消火器の準備とは・・・火気器具を使用する1店舗（露店）に1本の消火器が必要となります。なお、大きさは、粉末ABC消火器10型とします。（水バケツ、エアゾール式簡易消火具での代替不可。）

※火気器具等とは・・・気体燃料、液体燃料、固体燃料及び電気を熱源とするもので、具体的にLPGを燃料とする移動式ガスコンロ、石油ストーブ、炭火を用いた焼台、電気ホットプレート及び発電機をいいます。

※露店開設の届出・・・原則として、主催者が行います。届出書は消防局 ホームページに掲載しております。届出後は、消防署が現場を確認します。

不明な点がありましたら、下記まで問い合わせください。



- ・市川市消防局予防課 047-333-2171
- ・市川市東消防署 047-334-0119
- ・市川市西消防署 047-323-0119
- ・市川市南消防署 047-397-0119
- ・市川市北消防署 047-338-0119



催し開催時の防火安全チェックシート

1 消火器の準備及び発災時の対策等について（テント・電源等）

- こんろ、調理器具、発動発電機などを使用する場合は、変形や錆びがない消火器を準備する。（住宅用消火器、エアゾール式消火器具は不適。）
- 避難通路や防火水槽・消火栓等消防水利の妨げになる場所には設営しない。
- 災害発生時の避難誘導や消防隊等の誘導について事前に担当者を定めるなど計画すること。
- 強風等で露店やテントが倒壊・飛散しないように固定する。
- 電源は、仮設の電気引き込み工事を実施するなど商用電源を使用する。
（商用電源を使用できない場合は、必ず3をチェックしてください。）

2 LPガスボンベ及び火気使用器具等の取扱いについて

- ボンベは、火気から離し直射日光の当たらない場所に設置する。
- ボンベは、安定した場所に転倒しないよう設置するとともに必要に応じ観客席等と区画する。
- コンロの周囲は可燃物から15cm以上、上方1m以上の距離を保つ。
- 火気使用器具の周囲は常に整理及び清掃に努める。
- ゴムホースは適正な長さでひび割れ等の劣化のない専用のものを使用する。
- 火気使用器具とホースの接続は確実に行い、ホースバンドで固定する。
- 1本のボンベから2本以上の機器に分岐してガスを供給しない。
（それぞれに開閉栓を設けた場合を除く。）

3 ガソリン等の貯蔵・取扱いについて

（1）保管・取扱いの一般的な注意事項

- ガソリン等の保管又は取扱い場所では、みだりに火気を使用しない。
- 容器は消防法令に適合した金属製容器を使用し、キャップを確実に締める。
- 容器は、火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管する。
- ガソリン等を保管又は取扱う場合は、観客席等から十分に安全な距離を取る。
- 開口前の圧力調整弁（圧抜き）の操作等は、容器の取扱説明書等に従い適正に行う。

（2）発動発電機の使用

- 発動発電機の運転中の燃料補給は絶対に行わない。
- イベント開催中は会場内での給油は行わない。やむなく、給油をする場合は、エンジンを停止させ周囲に火気のないことを確認し、観客席等から十分に安全な距離を取る。

令和8年度 第51回いちかわ市民まつり バザール出店要項

<バザール出店資格>

現在、市川市内に事業所を有している方及び市川市産業振興基本条例に基づく各種団体に加盟されている方に限ります。(各種団体例:商店会、商工会議所)各種団体への加盟が確認できない場合は、出店をお断りさせて頂くこともございます。

- ※ 本業のみの販売・展示等に限りませう。
- ※ 露天商の方々は出店資格なしとさせていただきます。
- ※ 食品を扱う方は、保健所並びにいちかわ市民まつり実行委員会の指導には必ず従っていただく方に限りませう。
食品の取扱品目については、保健所が定める「取り扱える食品」(別添参照)に限らせて頂き、かつ調理を伴う場合は「屋台、露店等での飲食店営業」の許可を取得している方のみとなります。
- ※ 各種注意事項を守れる方。
- ※ その他市民まつりの開催趣旨にふさわしくないと実行委員会で判断した場合は、参加をお断りすることがあります。

出店が決定された方には、10月中旬頃、出店者の説明会がございませうので、あらためてご案内させていただきます。

< 注意事項 >

1. 場内では、事故防止の為、車両を最徐行の上、安全確認していただき、ガードマン・警備係に従い搬入・搬出を行ってください。
2. 決められた搬入搬出時間、経路を厳守してください。
3. 会場内は通路も狭いので、大型車両(トラック)の搬入・搬出はご遠慮ください。
4. 会場内の搬入・搬出時に芝生などの緑地帯には、車両乗り入れ不可です。
5. テントブースからのみ出し販売はご遠慮ください。
6. 物品の売買に関しては、主催者側では一切責任を負いません。
7. 電気を使用する出店者は接続コードを持参ください。
8. 電気を使用する方は、1テント2,000wが上限ですので必ずお守りください。上限を超えて電気器具を使用する一部の方の為に、他の出店者にも迷惑がかかりますので、ご注意ください。上限を守れない場合は、出店を停止させていただきます。

9. 電気を使用される方は、利用される方のブース付近に分電盤BOXがあり、そこから出ているコンセントを電源として使用していただきますが、分電盤BOXの中にあるブレーカーは業者が電源を入れますので、各自で電源を入れないようお願い致します。(感電防止の為)
10. 火気をご使用の際は、必ず消火器をご持参ください。市川市火災予防条例により催事の際、消火器の設置が義務となっております。当日、消火器を持参されなかった場合は、出店をお断りさせていただきます。その際は、出店料等のご返金はできませんのでご了承ください。また貸し出しテーブルへの耐火処置もお願い致します。
※オープンや電気コンロなど熱を発する器具をブース内で使用する場合も消火器のご持参をお願いいたします
※テーブルと火器類との間に板等を敷く。ダンボール不可
11. 会場内は「串・つまようじ」及び「発電機」の使用は禁止させていただきます。
12. 鋭利な物の販売は、安全管理上絶対に行わないでください。
13. 貸出物品(テーブル、イス等)は事前に申し込まれた方以外は用意しておりませんので、各自で用意してください。また借用物品に破損などが生じた場合は、実費弁償させていただきます。
14. 混雑が予想されるブースは必ず整理員を出し、他のブースに迷惑がかからないよう対応してください。
15. 雨天決行ですが、荒天の場合はやむを得ず中止となることもあります。まつり開始後も、天候状況で開催時間の短縮をすることもございますので、ご了承ください。
16. 雨天並びに災害等による中止または時間短縮の場合、主催者は仕入商品等の被害責任は一切負いません。また出店料もお返しできませんのでご了承ください。
17. 屋外でのイベントですので、天候や場所により、地面の状況が良くない場合がございますが、土を入れる、敷物をお貸しする等の措置は致しかねますのでご了承ください。
18. 主催者では、「ふれあい保険」という地域社会活動を対象とした傷害保険に加入致しますが、荒天中止等の補償や、食中毒の場合の賠償責任には対応しておりませんので、出店者ごとに必ずご加入ください。
19. 会場内は禁煙です。タバコを吸う場合は「喫煙コーナー」でお願いします。
20. 開催時間経過後は、撤収、搬出車両等が進入し、場内が混み合い大変危険になりますので、16:00をもって営業を終了していただきますようお願い致します。
21. 実行委員がチェックし、指示に従わず著しく違反をしているのが確認できた出店者は、直ちに出店を停止させていただきます。その際、出店料等は、お返しできません。
22. 緊急地震速報がなった場合や地震発生時には、火気を使用されている方は、速やかに消火してください。実行委員会で情報収集し、必要な場合には場内放送で指示いたしますので、落ち着いて行動していただけますようご協力のほどよろしくお願い致します。
23. 感染症対策用の備品(消毒液、使い捨て手袋、キッチンペーパー等)のご準備をお願い致します。尚、十分な対策がとれていないと主催者側が判断した場合は出店を中止していただく場合がございます。

< 飲食物取扱者に対する注意事項 >

食べ物や清涼飲料水に毒物が混入されるケースが危惧されますので、発生を未然に防止するために、参加者の皆様にも下記の事項に注意してください。

1. 食料等を販売される際は容器等に異状がないか確認すること。
2. 各出店者は出店場所に2名以上の人員を配置し、持ち場を離れる時は交代で行い、常に商品管理を徹底してください。
3. 不審な食品等に気づいた場合は直ちに本部までお知らせください。
4. 飲食料品を販売される場合は、品質表示が記載された物を必ずお取扱ください。(自社製造品についても同様です。)
5. 調理を行なう出店者は会場を汚さないようにブルーシート等を敷いてください。
6. 調理を行なう出店者は三方囲い幕の設置をお願いいたします。
7. 汁類を提供される出店者の方は、お客様が残された汁等を所定のゴミ捨て場に捨てるようお伝えください。所定以外のゴミ捨て場や手洗い場には捨てないようお願い致します。(ゴミ捨て場は、バザール本部テント脇に設置予定です)
8. 食品の取扱品目については、保健所が定める「取り扱える食品」(別添参照)に限らせて頂き、かつ調理を伴う場合は「屋台、露店等での飲食店営業」の許可、キッチンカーを使用し調理を行う場合は「営業許可証」を取得している方のみとなります。
9. 食中毒等への対策として、各出店者で消毒液の準備や、マスクの着用をお願いいたします。
10. 飲食店出店者は食中毒に関する保険(イベント時にも適用される保険)に加入していただき、証明書の写しを提出していただきます。既に加入されている方も証明書の写しを提出して下さい。

< ゴミ等について >

1. 各出店者は、出店ブース内で出たゴミ及び不要となった物は、必ず持ち帰ってください。(会場内のゴミ箱等に捨てて帰らない。)また、終了後に出店場所を掃除して下さい。
2. ご使用になられた氷等は手洗場などに捨てず、バザール本部脇に設置するバケツに捨ててください。(バケツはPM4時以降に設置予定です。)
3. 会場内の飲食コーナー等に「燃えるゴミ」「燃えないゴミ」「ビン」「カン」のゴミ箱を設置しますが、例年すぐにゴミが溢れてしまうので、飲食の出店者は各ブース前や横にゴミ袋を設置してください。尚、上記注意事項に著しく反した出店者もしくは届出と異なった出し物をしている場合、その場で出店をやめていただく場合もございますのでご了承ください。

<出店料並びに備品>

- ① テント1ブース(間口3.6m 奥行2.7m 高さ1.8m)
(2ブース以上は申込できません。)
- | | |
|-----------------|---------|
| 物販等の出店 | 16,000円 |
| 調理を伴う出店 | 20,000円 |
| キッチンカー(小型・軽トラ) | 20,000円 |
| キッチンカー(中型以上※注1) | 30,000円 |

以下、希望者のみ

- | | | |
|---------------------|-----|--------|
| ② 電気の使用(上限2,000Wまで) | 使用料 | 3,000円 |
| ③ テーブル(1.8m×0.45m) | 1台 | 800円 |
| ④ イス | 1却 | 200円 |
| ⑤ コードリール(※注2) | 1個 | 800円 |
| ⑥ 三方囲い幕(調理を伴う出店者のみ) | | 3,000円 |
| ⑦ 駐車場 | 1台 | 2,000円 |

搬入車両のみの場合(駐車場を使わない車)は無料です。但し、大型車両(トラック)での搬入搬出は、会場が狭いのでご遠慮ください。

(注1) キッチンカーについて、中型以上とは全長4m、幅1.6m、高さ2.6m程度を超えるキッチンカーを指します。

(注2) コードリールをご利用の方は、使用の際、コードを全部伸ばしてお使いください。

(注3) テント、テーブルの各サイズについては、手配する業者の都合上、若干の変更がある場合がございますので、ご了承ください。

<申込期間並びに申込方法>

- ・ 申込期間:7月7日(火)~7月17日(金) (受付時間:平日のみ午前9時~午後5時)
- ・ ①出店申込書並びに②誓約書③添付書類を市川商工会議所 振興課宛に提出。(郵送またはFAX可)
- ・ 出店申込書の記載漏れなど添付書類の不備などがあつた際は、申込受付を致しませんので、ご了承ください。提出書類等は、よくご確認の上、ご提出ください。
- ・ 応募多数の際は、申込受付順とさせていただきます。
- ・ キッチンカーの車両サイズは、下記以下とさせていただきます。
(長さ6m以下 幅3m以下 高さ3m以下)
キッチンカーでのお申し込みは、申込受付順により3~5台とさせていただきます。
- ・ 電気を使用の際は、車両備え付けの電源、発電機の利用はできません。会場内に設置している電源をご利用ください。(有料:上記の料金になります。)
- ・ 出店場所についてのご希望はお受けできません。

【食品を扱う方がご提出頂く添付書類】

<当日調理をする場合>

- ・「屋台、露店等での飲食店営業」の許可証の写し及び営業設備の平面図
- ・キッチンカーでの出店の場合「営業許可証」の写し・営業設備の平面図・車検証の写し
- ・食中毒に関する加入保険の写し(イベント時にも適用される保険)
※営利目的で飲食販売する場合は必ず「屋台、露店等での飲食店営業」の許可証を取得してください。取得されていない場合は出店できません。
※また、調理品目は1出店につき1品目のみとなります。※キッチンカーは除く
※同許可証の取得の必要な方は、保健所へご相談ください。
- ・上記提出書類について申込受付期間後、後日、取得もしくは加入されるものについては8月末までに、市川商工会議所振興課宛にご提出ください。ご提出がない場合は、申込を取消しとさせていただきます。

<当日調理を伴わない食品販売の場合>

- ・ 食品営業許可証

保健所等の指導があった場合は、上記以外にも提出頂く書類がある場合もございますので、ご了承ください。

以上、上記内容をご確認の上、お申し込み頂きますようお願い致します。